

◆ホストタウンの第二次登録申請等について

内資料1

- 申請期限 平成28年5月19日（木）
- 登録団体 6月上旬に決定予定。登録が認められた交流計画（相手国及び交流の概要）については、原則として、登録決定時に事務局のウェブサイトで内容を公表。
- 特別交付税 第二次登録団体は、平成28年度から算定対象。第三次登録団体は、平成29年度から算定対象となる予定。

◆ホストタウンと連携可能な事業のご紹介

- 日本財団パラリンピックサポートセンター
 - 「あすチャレ！ School」
- 国際協力機構（JICA）
 - 「ホストタウンとJICAボランティア」